

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年3月 29 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

國民年金關係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200635 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2200041 号

第1 結論

平成 10 年 4 月から平成 11 年 3 月までの請求期間及び同年 4 月から平成 12 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 52 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 10 年 4 月から平成 11 年 3 月まで
② 平成 11 年 4 月から平成 12 年 3 月まで

大学受験のため浪人していた請求期間①及び大学生であった請求期間②の期間について、手続時期や手続場所は不明であるが、私の父が、私の国民年金保険料の免除申請を行ってくれたと思う。しかし、現在の記録は、国民年金保険料の未納期間となっているので、調査の上、請求期間①及び②を国民年金保険料の免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②について、父が国民年金保険料の免除申請を行ってくれたと思う旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者が 20 歳となったことを契機として平成 9 年 * 月 * 日に基礎年金番号が付番されており、初めて国民年金の被保険者となった同年 * 月 * 日の被保険者資格の取得処理が同年 * 月 * 日に行われていることから、請求期間①及び②において免除申請を行うことは可能である。

しかしながら、請求期間当時、被保険者が、国民年金保険料の免除申請をし、当該申請が承認された場合には、申請のあった日の属する月の前月から免除申請のあった日の属する年度の末月までの間ににおいて、必要と認められる月までを国民年金保険料の免除期間とする旨規定されていたところ、国民年金保険料の免除申請を行ったとする請求者の父は、既に亡くなってしまい事情を聴取できないことから、請求期間①及び②の免除申請に関する状況は不明である。

また、国民年金保険料の免除申請が行われた場合には、社会保険事務所（当時）において、内容の審査を行い、その後、「国民年金保険料免除申請承認通知書」又は「国民年金保険料免除申請却下通知書」を被保険者に送付する取扱いになっていたが、請求者は当該承認通知書を受け取ったか否かについては覚えていないと回答している。

さらに、請求者は証言をしてくれる者として、請求者の母及び兄を挙げていることから、事情を聴取したところ、母は、請求者の父が請求期間①及び②に係る国民年金保険料の免除申請を行ったと思うが、詳細について聞いたことはない旨陳述し、兄は、父から請求者の免除申請について聞いたかもしれないが、覚えていない旨陳述している。

加えて、請求者が請求期間①及び②に住民登録していたA市及びB市並びに日本年金機構は、保存期間経過等のため、請求者の免除申請に係る資料はない旨回答していることから、請求者がこれらの期間の免除申請を行ったことを確認できない。

また、請求期間①及び②は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、この時期は年金記録における事務処理の機械化が一層促進され記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の誤りが生じる可能性は極めて低いと考えられる。

そのほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、当該期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200671 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2200042 号

第1 結論

昭和 55 年 * 月から昭和 57 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 55 年 * 月から昭和 57 年 5 月まで

私が 20 歳になった昭和 55 年においては、学生であった私に国民年金保険料の納付義務はなく、任意であったはずであるが、「これまでの国民年金保険料の納付状況」（日本年金機構発行）に、昭和 55 年 * 月から昭和 57 年 5 月までの国民年金保険料が未納と記録されているのは、私が年金加入をした証明になる。母親は、私の将来を思い、私が 20 歳になり、任意加入期間中に国民年金に加入してくれたにもかかわらず、国民年金保険料を支払っていないはずはない。母親は、A 市役所において、私の国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、調査の上、請求期間を国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身が保有する「これまでの国民年金保険料の納付状況」（日本年金機構発行）には、請求期間の国民年金保険料が未納と記録されていることから、私が 20 歳になった際に、母親が国民年金の加入手続を行ったはずである旨主張している。

一方、請求期間当時、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出され、年金手帳が交付されていたところであるが、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金被保険者となった昭和 55 年 * 月 * 日の被保険者資格の取得処理年月日は平成 3 年 3 月 5 日であることに加え、国民年金第 3 号被保険者資格の取得処理年月日が同年 3 月 6 日であることが確認できる。

このことから、請求者の国民年金番号「*」は平成 3 年 3 月頃に払い出され、国民年金第 3 号被保険者の資格取得を契機として、被保険者資格日を遡って昭和 55 年 * 月 * 日とする国民年金の加入手続が平成 3 年 3 月頃に行われたと考えられ、当該加入手続時点で、請求期間の国民年金保険料は、時効により納付できない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける

氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金番号「*」のほかに別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

さらに、請求者が請求期間当時に住民登録していたとするA市を管轄していたB社会保険事務所（当時）において、昭和54年*月から昭和55年*月までの期間に同市に払い出された国民年金番号に係る被保険者の氏名について国民年金手帳記号番号払出簿にて目視の調査を行ったが、請求者の氏名は確認できなかった。

加えて、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらの手続及び納付を行ったとする請求者の母親は既に亡くなっていることから、請求期間当時の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

なお、請求者は、請求期間の保険料納付について証言をしてくれる者として兄を挙げていることから、事情を聴取したところ、母親から、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したとの話を聞いたことはあるが、納付場所、時期、納付の頻度など、詳細については聞いていないと陳述している。

そのほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。